

○南会津町重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年 3月20日

告示第62号

(目的)

第1条 この事業在宅重度障害児（者）が日常生活に必要とする用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、在宅重度障害児（者）の日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「重度障害児（者）」とは、次のものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の児童
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童相談所において知的障害児として判定された者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された者

(種目及び対象者等)

第3条 給付等の対象となる用具及び対象者は、別表の「種目」欄及び「対象者」欄に掲げる用具及び重度障害児（者）とする。

2 用具の貸与の対象となる重度障害児（者）は、前項に規定する重度障害児（者）であって、その属する世帯が、原則として前年分所得税非課税世帯であるものとする。

(申請等)

第4条 用具の給付等を希望する者は、重度障害児（者）日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る対象者の身体及び介護の状況並びに家庭の状況について調査書（様式第2号）により実地に調査するものとする。

(決定の手続等)

第5条 町長は、当該申請の内容を前項に規定する調査書等により審査し、当該用具の給付等の可否を決定するものとする。この場合において、町長は、必要に応じ、当該対象者が心身障害児にあつては児童相談所長に、知的障害者にあつては知的障害者更生相談所長にそれぞれ意見を求めるものとする。

2 町長は、申請に係る用具の給付等を行うことに決定したときは、重度障害児（者）日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）又は重度障害児（者）日常生活用具貸与決定通知書（様式第4号）に重度障害児（者）日常生活用具給付券（様式第5号。貸与及び点字図書の給付の場合を除く。）を添付して申請者に交付するものとし、当該申請を却下するときは、重度障害児（者）日常生活用具給付（貸与）申請却下決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(給付等の手続等)

第6条 用具の給付は、次により行うものとする。

- (1) 用具を給付しようとするときは、重度障害児（者）日常生活用具納入依頼書（様式第7号）により、当該用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- (2) 用具の給付を委託する業者を選定するときは、低廉な価格、良質かつ適切な用具の確保、アフターサービスの可能性等を十分に勘案のうえ、決定するものとする。
- (3) 点字図書の給付に当たっては、南会津町点字図書給付事業実施要綱（平成18年南会津町告示第71号）に定めるところによるものとする。

- 2 用具の貸与は、次により行うものとする。
- (1) 貸与する用具の引渡し及び引取りは、当該用具を使用する対象の居住地において行うものとする。
 - (2) 用具の貸与期間は、貸与を受けた対象者が肢体不自由児施設へ入所し、又はその他の事情により用具を必要としなくなるまでの期間とする。
- (費用の負担及び支払)

第7条 用具の給付を受けた対象者の**扶養義務者**は、その**所得**の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により、**扶養義務者**が負担する額の基準は、身体障害児援護費及び結核児童療育費の国庫負担について（昭和62年7月29日厚生省発児第119号厚生事務次官通知）に定める補装具の例により、算定した額とする。
- 3 **扶養義務者**は、用具の給付を行う業者から当該用具の給付を受けようとするときは、業者に日常生活用具給付券を提出するとともに、前項の規定により負担すべき額を、業者に直接支払うものとする。
- 4 町長は、業者からの請求により、当該給付に必要な用具の購入に要した額から、前項の規定により**扶養義務者**が業者に直接支払った額（ただし、在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成4年3月2日厚生省発老第19号厚生事務次官通知）の別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」の表中に示された日常生活用具給付等事業費の基準額を限度とする。）を控除した額を支払うものとする。
- 5 前項に規定する費用の請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。
- 6 用具の貸与は、無償で行うものとする。
- 7 点字図書の給付による費用の負担については、南会津町点字図書給付事業実施要綱によるものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付等を受けた者は、当該用具の給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならないものとする。

- 2 用具の給付等を受けた者が前項の規定に違反したときには、町長は当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 3 用具の貸与を受けた者は、当該用具の全部又は一部を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならないものとする。
- 4 用具の貸与を受けた者は、当該用具を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を町長に申し出なければならない。

(台帳の整備)

第9条 町長は、用具の給付等（点字図書の給付を除く。）に関する状況を明確にするために重度障害児（者）日常生活用具給付貸与台帳（様式第8号）を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月20日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の館岩村重度障害児（者）日常用具給付等事業実施要綱（平成12年館岩村告示第12号）、伊南村重度障害児（者）日常用具給付等事業実施要綱（平成12年伊南村要綱第15号）又は南郷村重度障害児（者）日常用具給付等事業実施要綱（平成12年南郷村告示第28号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

区分	種目	障害及び程度	性能	適用年
----	----	--------	----	-----

				数
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体温計（音声式）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むこと可能になるもので原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によってしている視覚障害児	点字により作成された図書	—
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害児が容易に使用し得るもの	10年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児又は、発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション	一般の電話に接続し得るもので、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であって、視覚障	5年

	ン、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	害児が容易に使用し得るもの	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
浴槽（湯沸器を含む。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（上肢機能障害又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	浴槽は実用水量150l以上のもので、湯沸器は水温25℃上昇させた時毎分10l以上給湯できるもの	8年
便器	上記に同じ。	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
パーソナルコンピュータ	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（上肢機能障害又は言語、上肢複合障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載され文字を書くことが困難なもので、原則として学齢児以上のもの	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの（プロテクター、プリンター等を付帯することができる。）	6年
特殊マット	児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（下肢機能障害又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年
訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年

	に身体上の障害（下肢機能障害又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの		
特殊便器	児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（上肢機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
訓練用ベット	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（下肢機能障害又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年
特殊尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（下肢機能障害又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であって常時介護を要するもので、原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（下肢機能障害又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもので3歳以上のもの	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（下肢機能障害又は体幹機能障害に限	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年

	る。)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので、原則として学齢児以上のもの		
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	5年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
移動用リフト	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害(下肢機能障害又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
歩行支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
重度障害者用意思伝達装置	両上下肢の機能の全廃及び言語機能を喪失した障害児であって、コミュニケーション手段として必要があると認められるもので、原則として学齢児以上のもの	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害児が容易に使用し得るもの	6年
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であって障害等級3級以上の	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

	もの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの）		
透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（じん臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級であって、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
ネブライザー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの、または同程度の身体障害児であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	障害児が容易に使用し得るもの	5年
電気式たん吸引器	上記に同じ。	障害児が容易に使用し得るもの	5年
頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
火災警報器	児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
電磁調理器	児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害児・者として判定された障	知的障害者が容易に使用し得るもの	6年

		害の程度が重度又は最重度 であって18歳以上のもの	
共同 利用	視覚障害者 用ワードプ ロセッサ	視覚障害児であって原則と して学齢児以上の者	編集、校正機能を持ち、日本点字 — 表記法に基づき入力した文章を 自動的に点字変換が可能で点字 プリンターとの連動により点字 文書の作成及び音声化ができる もの

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下
肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 「浴槽（湯沸器含む。）」については、町長が必要と認める場合には、「浴槽」
及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。

様式第1号(第4条関係)

重度障害児(者)日常生活用具 給付 貸与 申請書						
年 月 日						
南会津町長						
申請者 住 所 氏 名 (給付対象者との続柄)						
次のとおり日常生活用具 給付 貸与 を申請します。						
対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	月 日生(歳)	
	住 所					
	身体障害者手帳	都道府県(指定都市)第	号	年 月 日交付		
	障害名				障害等級	
	施設入所希望の有無	希望する	希望しない			
世 帯 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備考(対象者に対する介護の状況等)	

給付(貸与)を希望する理由						
現在の住まいの状況	住 宅	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便器 1 和 式 2 洋 式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして いない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる		
給付(貸与)を受けたい用具の名称				希望する型式、規模等		
給付(貸与)上特に希望する事項						
備 考						

- (注意) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は前年度分町民税の課税額を証明する書類を添付すること(生活保護を受けている人の場合はその旨についての保健福祉事務所長の証明書)。
2 様式中給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。

様式第2号(第4条関係)

調 査 書									
①申請書受理番号及び年月日	番 号			②申請者氏名	③対象者との続柄				
④対象者	氏名				男・女	生年月日	年 月 日生(歳)		
	住所								
	障害者				障害等級				
⑤世帯員の状況	氏名	年齢	対象者との続柄	職業	課 税 状 況			備 考	
					前年度分町民税均等割	前年度分町民税所得割	前年分所得税		
						円	円	円	
⑥世帯区分	1 被保護世帯又は町民税非課税世帯 2 町民税均等割課税世帯 3 町民税所得割課税世帯(税額 円) 4 所得税課税世帯 (税額 円)								
⑦住まいの状況	1 自家 2 借家 (貸主の諾否)			⑧ 給与(貸与)後の介護の状況	1 自力で入浴(排便)できるようになる 2 給付しても他人の介護が必要 3 給付しても入浴(排便)できない 4 訓練用ベッドの訓練用具を使用することができる				
⑨給付(貸与)の必要の有無	1 有 2 無	⑩給付(貸与)する(しない)理由							
⑪給付(貸与)する用具名(含む型式規模等)		⑫予 定 価 格	円	⑬扶養義務者が支払うべき額	円	⑭国 庫 負 担 予 定 額	円		
⑮その他の特記事項									
年 月 日					調査員氏名			㊟	
(注意) 1 給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。 2 貸与の場合には⑫～⑭欄の記入は、不要であること。 (金額欄に斜線を引くこと。)									

様式第3号(第5条関係)

番号第 号

重度障害児(者)日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

南会津町長



さきに申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日
対象者氏名			
給付する用具名 (含む形式規模等)	納入業者名		
	納入業者の住所		(電話)
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円
		公 負 担	費 額 円
注 意 事 項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

様式第4号(第5条関係)

番号第	号	重度障害児(者)日常生活用具貸与決定通知書 年 月 日
(申請者)	様	南会津町長 印
さきに申請のありました日常生活用具の貸与につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。		
貸与番号	第 号	
貸与決定年月日	年 月 日	
対象者氏名		
用具の引き渡し 年 月 日	年 月 日	
貸与する用具名 (含む形式規模等)		
注 意 事 項	1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸付けし、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。 2 用具の一部又は全部を損傷し、又は滅失した場合には、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従ってください。 3 用具を必要としなくなったときは、速やかに町長に申し出てください。	

様式第5号(第5条関係)

重度障害児(者)日常生活用具給付券						
① 給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日			
③ 対象者氏名		④ 生 年 月 日	年 月 日生 (歳)			
⑤ 居 住 地						
⑥ 保護者氏名						
⑦ 給付する用具名 (型式、規模等)	⑧ 価 格	円	⑨ 扶 養 義 務 者 が 支 払 う べ き 額	円	⑩ 公 費 負 担 額	円
⑪ 納入業者氏名	⑫ 納入業者の住所		(電話)			
⑬ この券の有効期限	受給者が 業者に 提示する 期限	年 月 日		業者の支 公費請求 期 限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日						
南会津町長						印
⑭ 業者の納付した日	年 月 日	⑮ 扶養義務者により 受給した額	円	⑯ 受給義務者名及び 年 月 日	年 月 日	
⑰ 用具受領保護者名	印	検収者職氏名	印			
その他 特記事項						

(注) 本表は、①～⑬までは町が、⑮～⑯までは納付した業者が、⑰は受給者が記入すること。

番 号

重度障害児(者)日常生活用具給付(貸与)申請却下決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

南会津町長



年 月 日申請がありました日常生活用具の 給付
貸与 につきましては、
審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、南会津町長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日(南会津町長に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する南会津町長の決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、南会津町を被告として(訴訟において南会津町を代表する者は、南会津町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(注) 給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。

様式第7号(第6条関係)

重度障害児(者)日常生活用具納入依頼書

年 月 日

(納入業者) 様

南会津町長



次のとおり日常生活用具をあなたから購入することに決定しましたので、当該給付対象者より重度障害児(者)日常生活用具給付券の提示があったときは、速やかに該当する用具を納入してください。

なお、納付後、公費負担分を請求する場合には、重度障害児(者)日常生活用具給付券を添付してください。

対象者	氏 名		電話番号	
	住 所			
申請者氏名			続 柄	
給付する用具名 (含む形式規模等)				
用具の総額		対象者又は扶養する者が支払うべき額	公費負担額	
円		円	円	
注 意 事 項		対象者又は扶養する者が支払うべき額については、用具の納入前(同時)に直接受領してください。		

様式第8号(第9条関係)

重度障害児(者)日常生活用具給付貸与台帳

品 目		品 目 号		備 品 番 号		返納年月日	物 品 管 理 権 者 印	摘 要
貸 付 年 月 日	貸付期間	有償・無 償 の 別	借 受 者					
			住 所	氏 名				